

令和2年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査  
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

# 目 次

## 【定期監査】

1	監査の種類	1
2	監査対象の選定理由	1
3	監査の対象範囲及び対象期間	1
4	監査の期間	1
5	監査の方法	1
6	監査の実施方針及び着眼点	1
7	実施状況	2
8	監査の結果	2

## 【財政援助団体等監査】

1	監査の種類	7
2	監査の選定理由	7
3	監査の対象範囲	7
4	監査の期間	7
5	監査の方法	7
6	監査の実施方針及び着眼点	7
7	実施状況	8
8	監査の結果	8

名 監 査 第 25 号  
令和 3 年 2 月 19 日

名 寄 市 長 加 藤 剛 士 様  
名 寄 市 議 会 議 長 東 千 春 様

名寄市監査委員 鹿 野 裕 二  
名寄市監査委員 黒 井 徹

令和 2 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 2 年度監査の結果に関する報告書を提出します。

# 定期監査

## 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく財務監査（定期監査）

## 2 監査対象の選定理由

- (1) 災害発生時には様々な対応が求められる中で食料、飲料水等の備蓄品の配布や資器材の運用が円滑にできるよう、備蓄物資の保管状況等について着目して選定した。
- (2) 公有財産の管理は、それぞれの目的に応じて最も有効に活用されなければならない、良好な状態で維持・管理・運用されているかなどに着目して選定した。
- (3) 公園は誰でもいつでも利用できる身近な施設であり、災害時には避難場所となることから安心・安全・快適に利用できるよう適切な維持管理が求められている。公園の管理運営が適正・効率的・効果的に行われているかなどに着目して選定した。
- (4) 公営住宅制度は市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、市営住宅の管理運営が適切に行われているかなどに着目して選定した。

## 3 監査の対象範囲及び対象期間

監査対象部課	監査の対象範囲	監査の対象期間（注）
総務部参事（防災担当）	避難所の防災設備、防災用品及び備蓄品等の物品管理に関する事務	令和元年度
総務部財政課	公有財産に関する事務、財産管理委員会の運営に関する事務	令和元年度
建設水道部都市整備課	公園の管理に関する事務	令和元年度
建設水道部建築課	公営住宅の管理運営に関する事務	令和元年度

（注）監査の必要があると認めるときは、現年度（令和 2 年度）の事務を対象とすることとした。

## 4 監査の期間

令和 2 年 10 月 20 日から令和 3 年 2 月 4 日まで

## 5 監査の方法

監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、実査し、関係職員へ質問、また通査により監査を実施した。

## 6 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和 2 年度名寄市年間監査計画を踏まえ、本市における事務処理上のリスクを考慮し、公有財産管理等の財務事務について監査の対象として選定し、その事務が法令に適合し、最少の経費で最大の効果を上げるように経済的、効率的、効果的に行われているか、また市民サービスの向上に努めているかなど行政監査の着眼点も含めて監査を実施する。（令和 2 年度財務監査（定期監査）実施計画（令和 2 年 10 月 8 日名寄市監査委員決定））

### (2) 着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項の趣旨を主眼に、次に掲げる事項を着眼点として監査を実施し

た。

ア 避難所の防災設備、防災用品及び備蓄品等の物品管理に関する事務

(ア) 防災用品及び備蓄品の保管状況、保管場所は適切か。

(イ) 災害時に防災物品及び備蓄品を適切に運用する準備はできているか。

イ 公有財産の管理に関する事務

(ア) 財産の管理及び運用は、適切に行われているか。

(イ) 財産の取得、処分、所管換え等の手続は、適正に行われているか。

(ウ) 財産の貸付は、法令に基づき適切に行われているか。

(エ) 関係書類等の記録、各種証拠書類等の整理は、適正に行われているか。

ウ 財産管理委員会の運営に関する事務

(ア) 委員の構成、運営は適切に行われているか。

エ 公園の管理に関する事項

(ア) 公園の維持管理は適切に行われているか。

オ 公営住宅の管理運営に関する事務

(ア) 公営住宅の管理運営は、適正に行われているか。

(イ) 住宅料の収納事務は、法令等に基づき適正に行われているか。

カ その他共通の着眼点

全国都市監査委員会発行「監査手帳 別項 監査等の着眼点」の「第1財務事務監査の着眼点」及び「第4行政監査の着眼点」を準用した。

## 7 実施状況

監査対象部課	監査実施通知日	監査対象書類提出期限	監査対象書類提出日	実査日	面接実施日
総務部参事 (防災担当)	令和2年 10月9日	令和2年 10月19日	令和2年 10月19日	令和2年 10月27日	令和3年 1月29日
総務部財政 課管財係	令和2年 10月9日	令和2年 10月19日	令和2年 10月15日		令和3年 1月29日
建設水道部 都市整備課	令和2年 10月9日	令和2年 10月19日	令和2年 10月19日	令和2年 10月27日	令和3年 1月28日
建設水道部 建築課	令和2年 10月9日	令和2年 10月19日	令和2年 10月19日	令和2年 10月27日	令和3年 1月28日

## 8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部において軽微な錯誤等が認められ、面接実施時において口頭により是正等の対応を求めた。

なお、監査の対象とした事務の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（監査委員訓令第2号）」に従って記載する。

表1 監査の結果に関する報告等に関する取扱要領第2条による指摘事項等の処理区分

(1) 指摘事項（指導的事項を含む。）	
ア	改善（是正すべきもの）
	(ア) 法令等に違反するもの
	(イ) 公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性を欠くもの
	(エ) 故意又は過失により損害を与えたもの
	(オ) リスク（組織目的を阻害する要因をいう。以下同じ。）に対する措置が講じられていないもの
	(カ) その他、監査委員が、改善が必要と認めるもの
イ	検討
	(ア) 法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの
	(イ) リスクへの対応に各部局間の調整等が必要なもの
	(ウ) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討が必要なもの
(2) 注意	
ア	軽易な誤り及び留意すべき事項であるもの
イ	指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの
(3) 勧告（地方自治法第199条第11項及び名寄市監査基準第16条第2項に規定する勧告）	
ア	第1号アの規定のうち、特に重大なもの
イ	第1号アの規定のうち、著しく経済性、効率性又は有効性を欠くもの
ウ	第1号ア又はイの規定のうち、至急改善を要するもの
エ	第1号ア又はイの規定のうち、未措置又であるもの又はリスクに対し措置を講じないもの
オ	その他監査委員が勧告相当と認めるもの

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 「避難所の防災設備、防災用品及び備蓄品等の物品管理に関する事務」

ア 監査対象部課 総務部参事（防災担当）

イ 主な関係法令、例規等

名寄市災害時における相互支援に関する条例（平成25年3月4日条例第3号）

名寄市財産に関する規則（平成18年3月27日規則第62号）

ウ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和2年10月27日

(イ) 実査箇所 名寄庁舎及び車両管理センター（防災備蓄品等保管場所）

エ 把握した事項

①実査により確認した名寄庁舎保管場所、車両管理センター保管場所について、防災備品や備蓄品の保管に適した環境として懸念があった。

②保管場所であることの明示がされていないことやそれぞれの保管場所に保管品の明示がなされていないなど保管品の保管状況が把握しにくい状況となっていた。

オ 監査の結果

【注意】（イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの）

防災備品や備蓄品について保管に適した環境や災害発生時における活用を想定した保管方法等について検討されたい。

(2) 「公有財産の管理に関する管理事務・財産管理委員会の運営に関する事務」

ア 監査対象部課 総務部財政課管財係

- イ 主な関係法令、例規等  
名寄市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成18年3月27日条例第61号）  
名寄市財産管理委員会条例（平成18年3月27日条例第64号）  
名寄市財産に関する規則（平成18年3月27日規則第62号）  
名寄市普通財産貸付算定要綱（平成26年2月4日告示第1010号）

ウ 把握した事項

- ①貸付期間が1年以上の普通財産の貸付料請求にかかる起案決裁において、年額計算による貸付料の納期を名寄市財産に関する規則第24条第1項の規定を適用させず請求していた。また、この場合、同条第4項の規定による納期に関する取扱いを別に定めた根拠は見当たらなかった。
- ②普通財産の貸付料について、名寄市職員住宅に関する条例（平成18年3月27日条例第191号）第6条第6項の規定を適用させて貸付料の変更を行っていた。

エ 監査の結果

【改善】(ア)法令等に違反するもの(イ)公金の支出、契約又は財産管理に適正を欠くもの

普通財産の貸付については、名寄市財産に関する規則、名寄市普通財産貸付算定要綱などの諸規程に則った事務を執行されるよう努められたい。

(3)「公園の管理に関する管理事務」

ア 監査対象部課 建設水道部都市整備課

イ 実査の状況

- (ア) 実施年月日 令和2年10月27日
- (イ) 実査場所 ①大学公園（近隣公園） 名寄市西2北8丁目  
②白樺公園（街区公園） 名寄市西9条北1丁目  
③浅江島公園（総合公園） 名寄市西13条南2丁目  
④緑町公園（総合公園） 名寄市風連町緑町

ウ 主な関係法令、例規等

名寄市都市公園条例（平成18年3月27日条例第187号）  
名寄市都市公園条例施行規則（平成18年3月27日規則第169号）

エ 把握した事項

- ①公園維持管理業務委託の状況は、表2のとおりであり、このうち、街区公園の維持管理については、街区公園24か所、その他の公園5か所が業務委託箇所であった。
- ②街区公園管理清掃業務委託契約において締結した業務委託要領の細目と業務実施報告書の内容の一部に不一致が確認された。
- ③公園維持管理業務委託とは別に街区公園を含むその他の公園が所在している町内会による公園愛護活動によって公園の環境保全などが支えられてきたことが確認された。
- ④大学公園管理業務の業務委託事務は名寄市立大学事務局において所管し、委託料は名寄市立大学特別会計において執行されていた。
- ⑤実査においては、4か所の公園いずれもがおおむね適切に維持管理されていることが確認できた。

表2 公園維持管理業務の委託状況

公園名	委託業務名	受託者
名寄公園	名寄公園管理及び清掃業務	社会福祉法人道北センター福祉会
浅江島公園	浅江島公園管理及び清掃業務	名寄市高齢者事業センター
街区公園	街区公園等管理清掃業務	名寄市高齢者事業センター
中央公園	風連町中央公園管理清掃業務	合資会社風連美装興業
西町公園	風連町西町公園管理清掃業務	合資会社風連美装興業
緑町公園	風連町緑町公園管理清掃業務	有限会社ウスタ
大学公園	名寄市立大学学校用務・大学公園管理業務	名寄美装工業株式会社

オ 監査の結果

【注意】(イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの)

街区公園管理清掃業務委託契約について、業務委託要領の見直しなどを進め良好な公園環境の創出に努められたい。なお、大学公園の管理業務委託については所管部局と予算措置の整合性について検討されたい。

(4) 「公営住宅の管理運営に関する管理事務」

ア 監査対象部課 建設水道部建築課

イ 主な関係法令、例規等

名寄市営住宅管理条例 (平成18年3月27日条例第189号)

名寄市営住宅管理条例施行規則 (平成23年3月29日規則第11号)

名寄市営住宅管理要綱 (平成23年3月29日告示第1011号)

名寄市営住宅使用料減免基準を定める規則 (平成28年3月15日規則第11号)

名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱 (平成22年9月21日告示第1025号)

ウ 実査の状況

(ア) 実施年月日 令和2年10月27日

(イ) 実査箇所 ①ノースタウンなよろ団地 名寄市東1条北6丁目  
 ②栄町55団地 名寄市西11条北1丁目  
 ③西町団地 名寄市風連町西町

エ 把握した事項

- ①令和元年度の公営住宅入居状況は、表3のとおりであり、入居率は78.2パーセントであった。また、市営住宅使用料をはじめとする各種使用料の収入状況は表4のとおりであり、滞納繰越分を除く各使用料の収入率は100パーセントであった。
- ②令和元年度の滞納繰越分の収入率は25.6パーセントであり不納欠損額は392,800円(3件)となっていた。
- ③未収金対策は、名寄市営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱に基づき、収納督促、減免、徴収猶予などの対応が適切に行われていることが確認された。
- ④実査においては、住環境の現状や名寄市公営住宅等長寿命化計画の進捗状況などが確認できた。

表3 令和元年度公営住宅の入居状況

(令和2年3月31日)

団地名	管理戸数 A	入居戸数 B	空家数 (一般)	空家数 (政策) C	入居率(%) $B \div (A-C)$	入居人数 (人)
新北斗団地	64	61	3		95.3	97
北斗団地	152	83	15	54	84.7	141
栄町55団地	90	46	44		51.1	87
緑丘第1団地	61	41	20		67.2	77
リンゼイ団地	20	12	5	3	70.6	22
若草団地	8	5	3		62.5	10
ノースタウンなよろ団地	90	66	24		73.3	124
東光団地	27	20	7		74.1	33
南団地	34	32	2		94.1	51
新北栄団地	24	20	4		83.3	49
北栄団地	44	33	11		75.0	53
西町団地	40	36	4		90.0	66
瑞生団地	100	35	0	65	100.0	54
白かば団地	21	16	5		76.2	39
風舞団地	64	55	9		85.9	136
合計	839	561	156	122	78.2	1,039

表4 令和元年度市営住宅使用料等の収入状況

(令和元年度決算額)

件名	調定額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)
市営住宅使用料	134,359,954	134,359,954	0	100.0
市営住宅使用料・滞納繰越(注)	2,155,079	551,940	1,210,339	25.6
市営住宅駐車場使用料	1,384,062	1,384,062	0	100.0
弁償金(損害賠償金)	360,000	360,000	0	100.0
公営住宅敷金収入	1,718,400	1,718,400	0	100.0
公営住宅退去時修繕料	1,243,191	1,243,191	0	100.0

(注) 不納欠損額 392,800円

オ 監査の結果  
指摘事項等なし。

以 上

# 財政援助団体等監査

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の選定理由

例月出納検査及び財務監査並びに過去の監査状況等を総合的に勘案し、補助金の交付事務及び補助事業者の事業の履行に着目し監査の対象範囲を決定した。監査の対象年度は令和元年度とした。

## 3 監査の対象範囲

### (1) 財政援助団体監査

監査対象団体	対象補助金等	監査対象部課
名寄市観光交流振興協議会	名寄観光振興推進事業補助金	経済部産業振興室 産業振興課
NPO 法人なよろ観光まちづくり協会		
NPO 法人風連まちづくり観光		
第41回風連ふるさとまつり実行委員会		
なよろアスパラまつり実行委員会		
てっし名寄まつり実行委員会		
なよろ雪質日本一フェスティバル実行委員会		
北の天文字焼き実行委員会		

## 4 監査の期間

令和2年10月23日から令和3年2月4日まで

## 5 監査の方法

所管する部課並びに財政援助団体及び指定管理者に対し関係書類の提出を求め、書類を照合し、必要に応じて実査、関係職員等へ質問、また通査により監査を実施した。

## 6 監査の実施方針及び着眼点

### (1) 実施方針

令和2年度名寄市年間監査計画を踏まえ、市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）に対し交付した補助金が補助目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、当該補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査する。（令和2年度財政援助団体等に対する監査実施計画（令和2年10月12日名寄市監査委員決定）に基づき定めた実施方針）

## (2) 着眼点

### ア【担当部課】

- (ア) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (イ) 補助金の交付目的および補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (ウ) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (エ) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (オ) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (カ) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 補助金の交付目的や効果等から照らして、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### イ【補助事業者】

- (ア) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (イ) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (ウ) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助事業以外に流用されていないか。
- (エ) 出納関連帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (オ) 補助金に係る収支の会計処理は適正か。
- (カ) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (キ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (ク) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## 7 実施状況

監査対象部課等	監査実施 通知日	監査対象書類 提出期限	監査対象書類 提出日	面接実施日
経済部産業振興室産業振興課	令和2年 10月12日	令和2年 10月22日	令和2年 10月22日	令和3年 1月29日

## 8 監査の結果

監査した限りにおいて、監査の対象とした事務はおおむね適正に処理されていると認められた。しかし、一部において軽微な錯誤等が認められ、面接実施時において口頭により是正等の対応を求めた。なお、監査の対象とした事務の執行において留意及び措置が必要と認められる事項については、「監査の結果に関する報告等に関する取扱要領（監査委員訓令第2号）」に従って記載する。

監査の結果は次のとおりである。

- (1) 令和元年度名寄市観光振興推進事業補助金の執行状況  
令和元年度名寄市観光振興推進事業補助金の執行状況は別表（13頁）のとおりである。
- (2) 財政援助の目的  
名寄市の観光・交流振興の推進に資する団体、事業等に対する補助。
- (3) 補助金交付の根拠等
  - ア 名寄市補助金等交付規則（平成18年3月27日規則第54号）
  - イ 名寄市観光振興推進事業補助金要綱（平成23年4月1日施行）

(4) 財政援助団体

ア 名寄市観光交流振興協議会

(ア) 補助事業名 交流・ホスピタリティ推進事業

a 補助金交付額 39,470円

b 把握した事項

実績報告書では、実施したアンケートの内容、実施状況、回答結果、結果分析などの報告はなされていなかった。また、人材育成研修等の情報提供に関する報告、「多言語指差しツール（シート）」に関する実績の報告がなかった。

c 監査の結果

【注意】（イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの）

補助事業の実績報告について、適切な報告を行うよう補助事業者に対して指導されたい。

(イ) 補助事業名 ひまわり観光推進事業

a 補助金交付額 3,648,136円

b 把握した事項

名寄市観光交流振興協議会の事務局を担当する者が本補助事業の実施にかかる経費を一時的に立替払いを行い、後に同協議会の会計から当該人に償還していたことが会計処理の諸帳票で12件確認された。

c 監査の結果

【検討】（ア）法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができている等検討を要するもの）

私費による立て替え払いは、公私混同となり不適切な取扱いであり、厳に慎むよう補助事業者に対して指導されたい。

(ウ) 補助事業名 キャラクター活用事業

a 補助金等交付額 178,641円

b 把握した事項

①実績報告書には、LINEスタンプの販売実績に関する記載がなかった。また、LINEスタンプの販売はLINE STOREで行っているとしているが収入等に関する記載がなかった。

②LINEスタンプ (LINE STORE) のこれまでの取扱い経過について照会した結果、収益の分配額は平成27年度に販売を開始してから現時点まで収納していないとの回答があった。また、令和2年8月末現在での分配額は43,817円となっており、令和3年度当初の時点で収納予定であるとの回答があった。

c 監査結果

【注意】（イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの）

LINEスタンプの販売実績に関する収益の分配額は、名寄市観光交流振興協議会の収入として毎年度収納すべきものと考えられるため、補助事業者に対して指導されたい。

(エ) 補助事業名 ご当地グルメPR事業

a 補助金等交付額 350,000円

b 把握した事項

①補助事業者である「名寄市観光交流振興協議会」は交付された補助金を原資

として「第11回ご当地グルメでまちおこしの祭典 B-1 グランプリ in 明石」に出展する「第746なよろ煮込みジンギス艦隊」に対して支出していた。

②実績報告書に添付されていた成果報告書の記載は具体性に乏しく期間中の活動内容を示す写真や販売実績の順位、投票結果、具体的な実績の評価などに関する記載はなく、出席者名簿等の資料も添付されていなかった。

c 監査結果

【改善】((イ)公金の支出、契約又は財産管理に適性を欠くもの)

名寄市観光交流振興協議会が本補助金を原資に第746なよろ煮込みジンギス艦隊に対して支出していたことは、地方自治法第243条(私人の公金取扱の制限)の規定により制限されているため、改善されるよう補助事業者に対して指導されたい。

(オ) 共通事項

a 把握した事項

「交流・ホスピタリティ推進事業」、「ひまわり観光推進事業」、「キャラクター活用事業」、「ご当地グルメPR事業」の各補助事業について、補助金の交付決定にかかる担当部課(経済部産業振興室産業振興課)がこれら補助金の交付を受けた補助事業者である名寄市観光交流振興協議会の会計を担当していた。(名寄市観光交流振興協議会規約第7条第7項では会計担当を産業振興課と定め、同条第11項では会計責任者を事務局次長と定めており、事務局次長に産業振興課長が就任していた。)

b 監査結果

【検討】((ア)法令には違反しないが、リスクの発現を低い水準に抑えることができていない等検討を要するもの)

適正な会計処理の責任体制について、補助事業者との検討を進められたい。

イ NPO法人なよろ観光まちづくり協会

(ア) 補助事業名 一般観光事業

a 補助金交付額 2,129,000円

(a) 把握した事項

①「インバウンド誘客事業」として北海道観光振興機構負担金として183千円を予算計上していたにもかかわらず収支決算書では負担金170,791円を未払金として決算していた。

②「インバウンド誘客事業」については北海道観光振興機構から助成事業として320千円の助成金を受けていた。

(b) 監査結果

【注意】(イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの)

北海道観光振興機構負担金の未払いや同機構からの助成金の収入などの事実の発生について、補助事業の履行確認が不十分であったと考えられ、補助事業の変更承認申請をさせるなどの指導も必要であったと考えられる。

ウ NPO法人風連まちづくり観光

(ア) 補助事業名 風連まちづくり観光推進事業

a 補助金交付額 249,000円

b 把握した事項

①補助事業費において暑中見舞い広告料、年賀広告料が支出されていた。これらは交際費と考えられるため、本補助事業の対象経費としていた観光宣伝にかかる事業費にはあたらないものと考えられる。

②出納簿の写しが添付されていなかった。

③収入に関する調書が作成されていなかった。(補助金、返還金)

c 監査結果

【注意】(イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの)

補助事業の会計処理について適切に実施するよう補助事業者に対して指導されたい。

(イ) 補助事業名 ふうれん白樺まつり

a 補助金交付額 665,313円

b 把握した事項

①実績報告書には事業の中止に関する具体的内容を示す資料が添付されていなかった。

②補助事業の変更に伴う補助金の返還に関する支出調書がなかった。

③NPO法人風連まちづくり観光の支出金及び返還金に関する収入調書、支出調書がなかった。

c 監査結果

【注意】(イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの)

補助事業の会計処理について適切に実施するよう補助事業者に対して指導されたい。

(ウ) 補助事業名 ふうれん冬まつり

a 補助金交付額 2,600,000円

b 把握した事項

①出納簿の写しが添付されていなかった。

②収入(補助金、寄付金、売上金、風連まちづくり観光繰出金)に係る領収書等の書類の写しが添付されていなかった。

③補助対象経費と補助対象外経費を区分し明示した収支の精算書は提出されていなかった。

c 監査結果

【注意】(イ指摘事項には至らないが、妥当性又は適正を欠くもの)

補助事業の会計処理について適切に実施するよう補助事業者に対して指導されたい。

エ 風連ふるさとまつり実行委員会

(ア) 補助事業名 第41回風連ふるさとまつり

a 補助金交付額 1,330,000円

b 監査結果

指摘事項等なし。

オ なよろアスパラまつり実行委員会

(ア) 補助事業名 なよろアスパラまつり

a 補助金交付額 1,000,000円

b 監査結果

指摘事項等なし。

カ てっし名寄まつり実行委員会

(ア) 補助事業名 てっし名寄まつり実行委員会

a 補助金交付額 5,890,000円

b 監査の結果

指摘事項等なし。

キ なよろ雪質日本一フェスティバル実行委員会

(ア) 補助事業名 なよろ雪質日本一フェスティバル

a 補助金交付額 6,299,000円

b 監査の結果

指摘事項等なし。

ク 北の天文字焼き実行委員会

(ア) 補助事業名 北の天文字焼き支援

a 補助金交付額 500,000円

b 監査の結果

指摘事項等なし。

以 上

## 別表

## 令和元年度名寄市観光振興推進事業補助金の交付状況

補助事業名	交付申請 年月日	交付決定額 (円)	完了前交付額 (円)	変更承認額 (円)	精算額(円)		実績報告 年月日	補助事業者名	
					追加額	返納額		団体名	代表者名
交流・ホスピタリティ推進事業	当初 令和元年5月13日 変更 令和2年3月18日	50,000	50,000	39,470	0	10,530	令和2年3月31日	名寄市観光交流振興協議会	会長 加藤 剛士
ひまわり観光推進事業	当初 令和元年5月13日 変更 令和2年3月19日	3,800,000	3,800,000	3,648,136	0	151,864	令和2年3月31日	名寄市観光交流振興協議会	会長 加藤 剛士
キャラクター活用事業	当初 令和元年5月13日 変更 令和2年3月17日	180,000	180,000	178,641	0	1,359	令和2年3月31日	名寄市観光交流振興協議会	会長 加藤 剛士
ご当地グルメPR事業	令和元年8月20日	350,000	350,000	—	0	0	令和2年3月31日	名寄市観光交流振興協議会	会長 加藤 剛士
一般観光事業	令和元年5月23日	2,129,000	2,129,000	—	0	0	令和2年3月31日	NPO法人なよろ観光まちづくり協会	会長 吉田 肇
風連まちづくり観光推進事業	令和元年5月22日	249,000	249,000	—	0	0	令和2年3月18日	NPO法人風連まちづくり観光	理事長 多嶋 範宣
ふうれん白樺まつり	当初 令和元年5月22日 変更 令和元年9月11日	831,000	831,000	665,313	0	165,687	令和元年9月19日	NPO法人風連まちづくり観光	理事長 多嶋 範宣
ふうれん冬まつり	令和元年12月24日	2,600,000	2,600,000	—	0	0	令和2年3月18日	NPO法人風連まちづくり観光	理事長 多嶋 範宣
第41回風連ふるさとまつり	令和元年7月16日	1,330,000	1,330,000	—	0	0	令和元年10月21日	風連ふるさとまつり実行委員会	実行委員長 加藤 剛士
なよろアスパラまつり	平成31年4月25日	1,000,000	1,000,000	—	0	0	令和元年7月1日	なよろアスパラまつり実行委員会	実行委員長 吉田 肇
てっし名寄まつり実行委員会	令和元年6月17日	5,890,000	5,890,000	—	0	0	令和元年9月4日	てっし名寄まつり実行委員会	実行委員長 吉田 肇
なよろ雪質日本一フェスティバル	令和元年10月23日	6,299,000	6,299,000	—	0	0	令和2年3月27日	なよろ雪質日本一フェスティバル実行委員会	実行委員長 吉田 肇
北の天文字焼き支援	令和元年9月25日	500,000	500,000	—	0	0	令和2年3月30日	北の天文字焼き実行委員会	実行委員長 横澤 博
合 計		25,208,000	25,208,000	4,531,560	0	329,440			